

令和 7 年度市民後見人養成研修 実施要領

1 目 的

認知症高齢者や一人暮らし高齢者の増加に伴い、成年後見制度をはじめとする高齢者の権利擁護の必要性が高まっている。

成年後見制度については、後見人等が高齢者の介護サービス利用契約等に加え、身上保護等も重視した活動を行うことが望まれている。そこで弁護士などの専門職後見人に加え、市民による後見人等を担う人材を育成し、地域における権利擁護支援に向けた取組みを推進することを目的として開催する。

2 主 催 山形県

3 実施機関 山形県地域包括ケア総合推進センター

4 対 象 者

- ・ 県内在住の方で市民後見人、法人後見支援員又は日常生活自立支援事業生活支援員として活動する意欲のあること
- ・ 令和 8 年 3 月 31 日時点で 18 歳以上であること
- ・ 養成研修の全日程を受講できること
- ・ 活動を希望する市町村への個人情報の提供に同意すること
- ・ 民法で定める後見人の欠格事由に該当しないこと
- ・ 弁護士、司法書士及び社会福祉士等の専門資格の所持者ではないこと

5 研修内容

厚生労働省が作成した市民後見人養成研修の標準カリキュラムに準拠したものとする。
詳細は令和 7 年度山形県市民後見人養成研修カリキュラムのとおり。

6 実施方法

開催回数 年 1 回

受講人数 20 名程度

開催時期 令和 7 年 9 月から令和 8 年 1 月までの間

開催場所 山形県小白川庁舎 4 階第 1 研修室等

研修形態 参集型を基本とし、受講できない場合は、動画視聴により補講を実施する。

説 明 会 令和 7 年 4 月 18 日に市町村及び市町村社会福祉協議会職員を対象に説明会を開催する。

受講募集 県及び山形県地域包括ケア総合推進センターによる周知のほか、市町村及び市町村社会福祉協議会等の関係機関に協力を依頼する。

修了証書 全日程を修了した者に修了証書を交付する。

7 受講料 受講料は無料とする。ただし、テキスト代に関して、実費相当分（2,750 円）を徴収する。

8 申込方法等

申込方法 参加申込書又は Google フォームにて、事務局あてに提出する。

申込締切 令和 7 年 7 月 31 日（木）必着

9 スケジュール

日程	内容
4 月 18 日（金）	市町村及び市町村社会福祉協議会職員を対象に説明会を開催
4 月 24 日（木）	市町村及び市町村社会福祉協議会に対して依頼文発出
7 月 31 日（木）	申込締切
8 月 15 日（金）	申込者の調整及び受講決定
9 月 18 日（木）	養成研修会開講式
1 月 14 日（水）	養成研修会閉講式（修了証交付）及び修了者情報の市町村への通知

10 その他

- ・ 「市民後見人の活動体験」及び「施設実習」に関するボランティア活動保険には、山形県地域包括ケア総合推進センターの負担で加入する。

【事務局】

山形県地域包括ケア総合推進センター

担当：長 岡 芳 美 齋 藤 聖 羅

〒990-0021 山形市小白川町二丁目 3 番 30 号

TEL：023-676-6767 FAX：023-676-6768

E-mail：yamagata-hokatukyo@y-hzk.com

（一般社団法人山形県地域包括支援センター等協議会）